

**第20回アジア競技大会・第5回アジアパラ競技大会
アクセシビリティ・ガイドライン検討会の傍聴に関する要領**

令和5年6月14日

1 傍聴人の決定

検討会の傍聴人は、座長が決定する。

2 傍聴人の定員

検討会における傍聴人の定員は原則10人以内とし、会議開催の都度定める。

3 傍聴申込み

傍聴を希望する者は、原則として会議の1週間前（必着）までに、傍聴申込書（様式1）もしくはその内容について、はがき、ファックス又は電子メールにて傍聴の申出をしなければならない。

4 傍聴時の支援等を希望する場合の申込み

傍聴を希望する者が、傍聴に際して、手話通訳、要約筆記等の障害のための支援を希望する場合は、会議の1週間前（必着）までに、傍聴申込書（様式1）の備考欄もしくはその内容について、はがき、ファックス又は電子メールにて申出をしなければならない。

5 定員を超えた場合の取扱い

希望者が定員を上回った場合は抽選とし、全ての希望者に可否を連絡する。

定員に満たない場合は期限後も受け付けるが、この場合、傍聴時の支援は原則実施しない。

6 傍聴証等の交付

傍聴人には、当日、傍聴証（様式2）、傍聴人心得（別紙「傍聴される方へのお願い」）を交付するほか、必要に応じて会議資料又はその概要を交付することができる。

傍聴人は、傍聴証を携帯して、開会予定時刻までに入室し、傍聴人心得を遵守するものとする。

7 傍聴席に入ることができない者

次のいずれかに該当する者は、会場に入ることができないものとする。

- (1) 凶器その他危険物と認められるものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者

- (3) 児童及び乳幼児。ただし、引率者があって座長が許可した場合は、この限りではない。
- (4) ラジオ、拡声器、笛の類を携帯している者
- (5) 写真機、録音機、双眼鏡の類を携帯している者。ただし、座長が許可した場合は、この限りではない。
- (6) その他議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

8 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) みだりに席を離れないこと。
- (2) 帽子、コートの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、座長が許可した場合は、この限りではない。
- (3) 携帯電話等については電源を切るなど、音が鳴らないようにすること。
- (4) 飲食又は喫煙しないこと。
- (5) 会場における言論に対し批評を加え、又は可否を表明しないこと。
- (6) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケンの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕を掲げる等の示威的行為をしないこと。
- (7) 私語し、談論し、拍手し、その他騒ぎ立てないこと。
- (8) その他会議を妨害するような行為をしないこと。

9 写真、動画等の撮影及び録音の禁止

傍聴人は、傍聴席においては、写真、動画等を撮影し、又は録音してはならない。ただし、座長が許可した場合は、この限りではない。

10 座長の指示

座長は、この要領に定めるもののほか、会場の秩序を維持するため必要な指示を行うことができるものとし、傍聴人がこの要領又は座長の指示に従わないときは、当該傍聴席の退場を命ずることができるものとする。

11 報道関係者の取扱い

報道関係者は、2から4までの規定に関わらず、検討会を傍聴することができる。